

まっさらな可能性

これからどんなミライを描くだろう

石狩市教育大綱

令和7年2月

石狩市

本大綱の策定根拠等

1 策定の根拠

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育等の振興に関する総合的な施策について、基本理念や基本方針を定めるものであり、総合教育会議※における石狩市教育委員会との協議を経て、市長が定めるものです。

2 大綱の役割

この大綱は、市長と教育委員会が、教育等に関する総合的な施策について基本的な認識を共有し、連携を密にして、施策を推進することを目的としています。

3 大綱の位置付け

この大綱は、国の教育振興基本計画やこども大綱を参酌し策定するとともに、石狩市教育プランや石狩市こどもビジョンとの連携を図りながら、施策を推進することします。

4 対象期間等

この大綱の対象期間は設けませんが、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。

5 大綱の策定等の経過

令和2年2月4日 策定

令和7年2月20日 改定

※総合教育会議

総合教育会議とは、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について、両者が教育施策の方向性を共有し、協議・調整を行う場をいいます。

1 基本理念

石狩のこどもたちの^{いま}現在とミライを想い、「こどもまんなかまちづくり」を目指して、教育やこども政策に力を注いでいきます。

こどもは権利の主体であり、大きな可能性をもったかけがえのない存在です。

こどもの学びに係る施策と育ちに係る施策を相互に連携させ、こどもたちが自分らしく健やかに成長していけるように、本市全体でその後押しをしていきます。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、次の基本方針により施策を推進します。

基本方針1 社会で生きる力を育む教育環境づくりの推進

取組事項

1 確かな学力を育成します

〈取組の方向性〉

○主体的・対話的で深い学びの実現

○個別最適な学びと協働的な学びの充実

2 時代の変化に合わせた良好な教育環境づくりを進めます

〈取組の方向性〉

○ICTの環境整備と効果的な活用 ○学校施設と設備の整備

3 こどもの意見表明・社会参画を推進します

〈取組の方向性〉

○こどもの意見表明の機会確保 ○こどもが社会参画できる環境づくり

基本方針2 健やかな成長を促す環境づくりの推進

取組事項

1 こどもの権利が擁護され、理解される環境づくりを進めます

〈取組の方向性〉

○こどもの権利に関する理解促進 ○いじめの防止と対応の取組充実 ○児童虐待の防止と対策の充実

○ヤングケアラーの支援充実 ○スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの相談体制の充実

2 こどものウェルビーイング※の向上を推進します

〈取組の方向性〉

- 学校教育活動を通じた心と体のウェルビーイングの向上
- こどもの権利の理解と普及によるウェルビーイングの向上

3 多様な教育ニーズへの環境づくりを進めます

〈取組の方向性〉

- 不登校児童生徒への支援充実
- 特別支援教育の充実
- こどもの居場所づくりの充実
- 外国児童生徒への日本語学習支援の取組

※ウェルビーイング

ウェルビーイング（Well-being）は、well（良い）と being（状態）からなる言葉です。身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。

基本方針3 地域の特色ある教育の推進

取組事項

1 こどもが手話を学ぶことを推進します

〈取組の方向性〉

- 手話言語や手話基本条例の学びの推進

2 こどもへの石狩のまちづくりに関する学習と環境教育を推進します

〈取組の方向性〉

- 地域の資源や産業に関する学びの推進
- 出前授業等による環境教育の推進

3 こどもがふるさとを学ぶ機会を充実させます

〈取組の方向性〉

- 資料館等を活用した学習活動の推進